



1. 第3次コロナ税務支援法(Drittes Corona-Steuerhilfegesetz): レストランでの売上税率、子供手当、損金繰戻

第3次コロナ税務支援法で下記の措置が決定されました。

- 1 レストランで提供される食事(飲み物は除く)に対する7%の減税税率の適用は2021年6月30日までを予定していましたが、この期間が2022年12月31日まで延長されました。
- 2 2021年に児童手当受給権利のある子ども1人につき、臨時追加手当として150ユーロが支給されます。給付は2021年5月の予定です。
- 3 繰り戻し欠損金の上限がこれまでの倍の1,000万ユーロ(合算申告の場合2,000万ユーロ)まで引き上げられます。

2020年所得税確定申告前に、2019年度の総所得額の30%を2020年の損失として2019年度に繰戻し、還付を受けることが可能でしたが(所得税法第111条を参照)、2021年も同様に2020年の所得の30%を損失として繰り戻すことが可能です。

2. 非課税日当からの食費減額

出張期間中、雇用主、もしくは雇用主から指示された第三者が食事を提供した場合、それに応じて28ユーロもしくは14ユーロ(ドイツ国内の場合)の日当から食費分を減額しなければいけません。ドイツ国内での支給額を例にすると、一日の日当非課税限度額である28ユーロから、朝食が提供された場合にはその限度額の20%(5.60ユーロ)、昼食もしくは夕食が提供された場合には40%(11.20ユーロ)がそれぞれ控除されます。日当を受給する権利がないにもかかわらず、従業員に食事提供が行われた場合、その食事手当はFRINGE BENEFITとして認識され、FRINGE BENEFITの課税基準額(朝食1.83ユーロ、昼食・夕食ともに3.47ユーロ)に対して課税されます。

税務当局は、このような減額を行う例として、ホテルの宿泊料金に含まれている朝食、研修の際に提供される昼食や、雇用主が主催する会食などを挙げています。従業員が実際にその食事をとったか否か、また提供された食事手当が前述の手当控除額を下回っていたか否かは考慮されません。これらの規定は、単身赴任などによる二重家計の際に支給される日当にも適用されます。

連邦財務裁判所も2020年7月7日に下された判決(VI R16/18)で、雇用主が提供した食事を従業員が実際にとっているかどうかは問題にならないという税務当局の見解を支持しています。この判例では二重家計の枠内における食事手当の減額が焦点となり、雇用主は社員食堂で食事を提供していたものの、従業員は全ての食事を受け取っていたわけではありませんでした。この判決により、雇用主が食堂で食事を提供する場合には、従業員が実際にその提供を受けていたかどうかに関わらず、食事手当の減額を行わなければいけません。

3. ハードウェア及びソフトウェアにおける耐用年数の変更

連邦財務省からのこの度の通達により、コンピュータ用ハードウェア及びソフトウェアの耐用年数が従来の3年から1年に変更されました。少額資産とは異なり、その資産が事業年度の最初の月に取得または生産されなかった場合のみにおいて月割計算が可能となります。今後これにより、コンピュータ用ハードウェア及びソフトウェアを12ヶ月以内で償却することが可能となりました。

この場合のハードウェアの中には周辺機器(印刷機など)も含まれており、さらに詳細が規定されています。

また、ソフトウェアとはオペレーティングソフトウェア、アプリケーションソフトウェアを指し、その中にはスタンダードソフトウェアのほかにERPシステム、販売管理システムやその他の企業管理・プロセス制御システムなどが含まれません。

こちらの新耐用年数は2020年1月1日以降に終了する事業年度から適用されます。それ以前に取得したハードウェアの残高が残っている場合には、2021年1月1日以降に終わる事業年度において、その全額を償却することが可能です。

こちらの規定は、2021年より個人所得税確定申告の枠内(例として従業員のホームオフィスに関するものなど)でも適用されます。

4. 不動産取得税率

ドイツでは連邦州ごとに異なる不動産取得税率を定めており、現在の税率は以下の通りです。

| 連邦州 | 不動産取得税率 |
|-------------------|---------|
| バーデン＝ヴュルテンベルク州 | 5.0 % |
| バイエルン州 | 3.5 % |
| ベルリン | 6.0 % |
| ブランデンブルク州 | 6.5 % |
| ブレーメン | 5.0 % |
| ハンブルク | 4.5 % |
| ヘッセン州 | 6.0 % |
| メクレンブルク＝フォアポンメルン州 | 6.0 % |
| ニーダーザクセン州 | 5.0 % |
| ノルトライン＝ヴェストファーレン州 | 6.5 % |
| ラインラント＝プファルツ州 | 5.0 % |
| ザールラント州 | 6.5 % |
| ザクセン州 | 3.5 % |
| ザクセン＝アンハルト州 | 5.0 % |
| シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州 | 6.5 % |
| テューリンゲン州 | 6.5 % |

不動産取得税は通常、土地・建物・マンションの購入の際に課せられ、不動産の購入価格(もしくは対価に基づいて算出されます。

5. 2019年度納税申告の提出期限と利息の猶予期間の延長

税理士が作成した2019年度の納税申告(所得税、法人税、VATなど)の提出期限は通常2021年2月末となっておりますが、この期限が法定規制の一環として2021年8月31日まで延長されます。この場合に別途延長を申請する必要はありません。

暦年と異なる会計年度を持つ農林業者においてはこの提出期限が2021年12月31日まで延長されますが、税務当局の要請により期限前の提出義務が発生する可能性もあります。

また、税金の追徴や還付の際に発生した利息の猶予期間も15ヶ月から21ヶ月に延長されます。すなわち2019年課税期間の利息計算の開始は2021年10月1日からとなります(農林所得の場合は2022年5月1日から)。

6. 帳簿書類の処分

帳簿書類については租税通則法第147条にて保存期間が定められています。年次決算においては、将来発生する書類保管費用についても引当金として計上することが可能です。

2020年12月31日以降、下記の書類の処分が可能です。

10年間の保管期間が定められているもの

- 2010年度以前の帳簿、勘定科目、仕訳帳
- 2010年度及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表、棚卸 表等、その関係書類
- 2010年度の請求書、査定書、支払指示書、口座明細、賃金及び給与リスト、旅費精算所、接待費清算書などの帳簿証憑類

※電子データによる口座明細については完全性、正確性や不変性などの法的要件に従って保管する必要があり、プリントアウトのみの保管は法的な保管要件を満たしていません。また口座明細が紙媒体のみの場合、こちらも引き続き保管することをお勧めします。

6年間の保管期間が定められているもの

- 2014年度以前の給与明細書及び給与書類
- 2014年度以前の輸出入関連書類、船積証券、金銭消費貸借や保険等に係る契約書類

記帳内容を理解、確認するために重要なすべての書類を保管しておく必要があり、これは紙媒体の書類だけでなく、電子媒体でのデータや文書も同様です。電子データ保管の際には適切な簿記原則を遵守しなければならず、保管期間中のデータへのアクセス、内容の判読、また機械による分析が可能でなければなりません。

電子データで受領した請求書や契約書類、商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる関連書類については、受領した際のファイル形式のまま保管することが望ましく(PDF形式で受領したのであればPDF形式のまま保管する等)、保管期間が終了するまで保持することが重要です。

紙の書類をスキャンなどによって電子データ化した場合には、その手続きについても文書化する必要があり、とりわけ原本との整合性や判読可能性、完全性については確保されていなければなりません。

保管期間は、帳簿の場合は記帳が行われた年度、財務諸表や貸借対照表などは作成された年度、商取引関連書類については受領や送付をおこなった年度の終了時から発生します。

税法上定められている税額確定期限が経過していない場合、帳簿関連書類の処分は認められません(租税通則法第169条及び170条参照)。帳簿関連書類の処分を判断する際には、たとえ法律上処分可能な書類であっても、後々の税務調査や法的措置に必要となるかどうかを確認することが重要です。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニューズレター情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de